

**押印を求める手続の見直し等のための
文部科学省関係省令の一部を改正する省令案について（概要）**

1. 改正の趣旨

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、文部科学省関係省令において、国民や事業者等に対して押印等を求めている手続について、押印等を不要とする改正を行う。

※所管する行政手続のうち、法令等または慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

2. 改正の内容

以下に掲げる省令において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続について、押印を不要とするための規定の見直し等を行う。

- ・教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和三十二年文部省令第十五号）
- ・文部科学省著作教科書出版資格審査申請書規則（昭和三十四年文部省令第二十八号）
- ・文化功労者年金法施行規則（昭和三十六年文部省令第九号）
- ・民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則（昭和三十六年文部省令第二十号）
- ・私立学校教職員共済法施行規則（昭和三十八年文部省令第二十八号）
- ・博物館法施行規則（昭和三十九年文部省令第二十四号）
- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）
- ・著作権法施行規則（昭和三十五年文部省令第二十六号）
- ・技術士法施行規則（昭和三十九年総理府令第五号）
- ・美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則（平成十年文部省令第四十三号）
- ・P T A・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号）
- ・重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）

3. 根拠条項

上記省令の根拠法である教科書の発行に関する臨時措置法（昭和三十二年法律第三百三十二号）第17条その他関係法令の規定

4. 施行期日等

公布日：令和2年12月28日

施行期日：令和3年1月1日